3. 選出方法

北千里高校では全ての委員会等で立候補を原則としています。
互選による選出は原則として行っていません。

(A)執行部

①選挙管理委員会が定める期間内に選挙管理委員会の指示に従い立候補
②選挙管理委員会の管理のもと立会演説を行う。
③全校生徒による選挙
※1　具体的な投票，当選については【生徒会役員選挙規定第 5 章，第 7 章参照】
※2　会長 1 名，副会長 1 名，執行員 4 名のいずれかに学年を問わず立候補できます。
ただし，立候補は一人一役。
※3　執行部・代表委員・各専門委員・選挙管理委員の兼任はできません。

(B)代表委員

①クラス内で立候補
②クラス内で決意表明
③クラス内選挙
※　執行部・代表委員・各専門委員・選挙管理委員の兼任はできません。

(C)議会役員

①各期第 1 回目の議会において立候補し，決意表明を行う。
②全議員による議会内選挙
※1　議員は代表委員が担います。
※2　議長 1 名，副議長 1 名，書記 2 名。
原則として，前期議長には 3 年生，後期議長には 2 年生としています。

(D)各専門委員，選挙管理委員

原則クラス内で立候補制による選出。選挙については指定なし。

(E)各専門委員長

各専門委員会内で立候補制を原則とした選挙。

(F)選挙管理委員会委員長

原則委員会内で立候補制による選出。選挙については指定なし。

(G)各専門委員会副委員長・書記，選挙管理委員会副委員長

原則各委員会内で立候補制による選出。選挙については指定なし。